

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和7年1月17日(2025.1.17)

【国際公開番号】WO2023/238527

【出願番号】特願2024-526278(P2024-526278)

【国際特許分類】

H 0 1 G 4/38(2006.01)

H 0 1 G 4/40(2006.01)

H 0 1 G 2/02(2006.01)

H 0 1 G 9/055(2006.01)

H 0 1 G 9/08(2006.01)

H 0 1 G 9/10(2006.01)

H 0 5 K 3/46(2006.01)

10

【F I】

H 0 1 G 4/38 B

H 0 1 G 4/40 A

H 0 1 G 2/02 1 0 1 E

H 0 1 G 9/055

H 0 1 G 9/08 B

H 0 1 G 9/08 C

H 0 1 G 9/10 F

H 0 5 K 3/46 Q

H 0 5 K 3/46 T

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月7日(2024.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚み方向に直交する面方向に平面配置された複数のコンデンサ部と、
 複数の前記コンデンサ部の前記厚み方向に相対する両主面側から複数の前記コンデンサ部を封止し、かつ、絶縁性材料で構成された封止部と、を備え、
 前記封止部は、複数の封止層が前記厚み方向に積層されてなり、
 複数の前記封止層は、前記厚み方向において最も前記コンデンサ部側に位置する第1封止層と、前記厚み方向において前記第1封止層よりも前記コンデンサ部と反対側に位置し、かつ、前記封止部の前記厚み方向に相対する両主面を構成する第2封止層と、を含み、
 前記第1封止層を構成する前記絶縁性材料は、絶縁性樹脂及び無機フィラーを含有し、
 前記第1封止層を構成する前記絶縁性材料に含有される前記無機フィラーのメジアン径D₅₀は、10 μm以下である、ことを特徴とするコンデンサレイ。

40

【請求項2】

前記コンデンサ部は、前記厚み方向に相対する両主面のうちの少なくとも一方主面に多孔質層を有する陽極板と、前記多孔質層の表面上に設けられた誘電体層と、前記誘電体層の表面上に設けられた陰極層と、を有している、請求項1に記載のコンデンサレイ。

【請求項3】

前記第2封止層を構成する前記絶縁性材料は、絶縁性樹脂を含有している、請求項1又

50

は2に記載のコンデンサレイ。

【請求項4】

前記第1封止層及び前記第2封止層を構成する前記絶縁性材料は、互いに異なる絶縁性樹脂を含有している、請求項3に記載のコンデンサレイ。

【請求項5】

前記第2封止層を構成する前記絶縁性材料は、無機フィラーを更に含有している、請求項3に記載のコンデンサレイ。

【請求項6】

前記第2封止層を構成する前記絶縁性材料は、ガラスクロスを更に含有している、請求項3に記載のコンデンサレイ。

【請求項7】

前記第2封止層の前記厚み方向における線膨張係数は、前記第1封止層の前記厚み方向における線膨張係数よりも小さい、請求項1又は2に記載のコンデンサレイ。

【請求項8】

前記第1封止層は、複数の前記コンデンサ部の両主面を覆う第1絶縁部を有している、請求項1又は2に記載のコンデンサレイ。

【請求項9】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最大寸法と、前記第2封止層の前記厚み方向における最大寸法とは、互いに異なっている、請求項8に記載のコンデンサレイ。

【請求項10】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最大寸法は、前記第2封止層の前記厚み方向における最大寸法よりも大きい、請求項9に記載のコンデンサレイ。

【請求項11】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第2封止層の前記厚み方向における最大寸法に対する、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最大寸法の割合は、110%以上である、請求項10に記載のコンデンサレイ。

【請求項12】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最大寸法は、5 μ m以上である、請求項10に記載のコンデンサレイ。

【請求項13】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第2封止層の前記厚み方向における最大寸法は、100 μ m以下である、請求項10に記載のコンデンサレイ。

【請求項14】

前記封止部の両主面のうちの一方主面側の領域において、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最大寸法に対する、前記第1封止層の前記第1絶縁部の前記厚み方向における最小寸法の割合は、50%以下である、請求項10に記載のコンデンサレイ。

【請求項15】

前記第1封止層は、複数の前記コンデンサ部を各々に分断する第2絶縁部を更に有している、請求項8に記載のコンデンサレイ。

【請求項16】

前記第1封止層は、複数の前記コンデンサ部の各々を前記厚み方向に貫通する第3絶縁部を更に有している、請求項8に記載のコンデンサレイ。

【請求項17】

前記コンデンサ部及び前記封止部を前記厚み方向に貫通するスルーホール導体を更に備えている、請求項1又は2に記載のコンデンサレイ。

10

20

30

40

50